

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成31年(2019年)1月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】Aからの名義貸与の依頼を承諾して自動車の名義上の所有者兼使用者となったYは,Aと住居及び生計を別にしていたとしても自賠法3条にいう運行供用者に当たると判示(平成30年12月17日最高裁)

【2】内職的な仕事を探していた主婦XがY1とネットショップのHP制作契約を締結し,その支払のためY2とクレジット契約を締結したが,期待した注文が入らないためY1Y2を提訴。控訴審はY1に説明義務違反があるとして既払い金相当の損害賠償を命じたが,Xは消費者契約法上の消費者ではないとしてY2への請求を棄却(平成29年11月29日東京高裁)

【3】地面師詐欺事件の被害者Xが,土地所有者A社の代表者になりすました女性Bの資格者代理人として本人確認情報の提供をした司法書士Yに対し,必要な確認を怠った過失があるとして損害賠償を請求した事案。控訴審はYの過失を認め賠償金の支払いを命じた(平成29年12月13日東京高裁)

【4】亡Aの相続人XがYに対し,Y運転の車両が交差点上でAに接触またはAを動転させて転倒させたことにより死亡させたとして損害賠償を請求。本判決はY車両のAへの接触は否定したが,Aの動静に注意し,危害を及ぼさないよう適切に運転すべき注意義務を怠ったとしてYの過失を認定した(平成30年1月26日大阪高裁)

【5】亡Aの長男Xが,Aが生前にした受託者を次男Yとする信託契約の無効を主張。本判決は,上記信託のうち,経済的利益の分配が想定されない部分は遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したもので公序良俗違反で無効とし,遺留分減殺請求の対象は受益権とした(平成30年9月12日東京地裁)

【6】Y社との間で商品先物取引を行ったXが,損害を受けたとして勧誘等が適合性原則違反等により違法であるとして損害賠償を請求した事案。本判決は新規委託者保護義務違反,過当取引,指導・助言義務違反,信任・誠実公正義務違反等を認定。Y社の代表取締役についても内部管理体制整備義務違反を認定(過失相殺4割)(平成30年11月8日東京地裁)

(商事法)

【7】XはY1社代表取締役Y2の勧誘で投資したが多額の損失が発生したため,主位的に不法行為に基づく損害賠償請求,予備的に連帯保証契約に基づく請求をした。Yらは予備的請求を認諾する旨の陳述により訴訟終了と主張したが,原審は予備的請求のみに係る認諾は無効とし,Xの主位的請求を全部認容。Yらが控訴したが棄却(平成30年2月14日東京高裁)

(知的財産)

【8】原告は「プロマガ」と「BlogMaga」の商標の商標権者だが,被告から不使用取消審判請求され特許庁が商標登録取消の審決をしたため,原告が審決取消を求めて本件訴訟を提起。原告が本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたとは認められないとして原告請求を棄却(平成30年12月20日知財高裁)

【9】「本件各特許権の特許権者である被控訴人が,本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を控訴人に対して有しないこと」の確認を控訴人が求めた事案。原判決は確認の利益がないとして訴えを却下。控訴審は確認の利益を認め原判決の訴えを却下した部分を取消し,差戻した(平成30年12月25日知財高裁)

【10】「骨切術用開大器」の特許権を有する原告が,被告が製造する骨切術用開大器が特許権の侵害行為に当たるとして,被告に製品の製造等の差止を求めた事案。本判決は被告製品の構成は本件発明と均等なものとして本件発明の技術的範囲に属するとして差止を認めた(平成30年12月21日東京地裁)

【11】ランプシェードを指定商品としランプシェードの立体的形状からなる立体商標に係る商標権を有する原告が,被告商品の販売が商標権侵害に当たるとし,被告商品の譲渡等の差止め及び被告商品その構成部品の廃棄並びに損害賠償等を求め,同請求が認容された事例(平成30年12月27日東京地裁)

(民事手続)

【12】敗訴当事者に対する送達がないまま確定した外国判決に係る訴訟手続につき、その内容を了知し又は了知する機会が実質的に与えられることにより不服申立ての機会を与えられていたか否かについて検討せずに公の秩序に反するとした原判決が破棄された事例(平成31年1月18日最高裁)

【13】仮想通貨ビットコインの交換取引所運営会社の破産手続において、本件取引所利用者Xが主張する残高と破産管財人Yの主張する残高に乖離があり、破産裁判所の債権査定においてYの主張が入れられたため、Xが本件訴えを提起したがその主張が排斥された事例(平成30年1月31日東京地裁)

(刑事法)

【14】海外から持込んだ荷物の中に覚醒剤が発見された被告人が、覚醒剤が隠匿されていたことは知らなかったと主張し、覚醒剤取締法違反の故意の有無が争われた事案。その運搬が渡航の真の目的であるとは気づかなかった可能性があると無罪が言渡された(平成30年5月22日千葉地裁)

(公法)

【15】都立高校の卒業式で国歌斉唱の際に起立斉唱することを拒否し、東京都教育委員会から懲戒処分を受けたXらが、教職員の思想及び良心の自由並びに信教の自由を侵害したとして処分の取消及び損害賠償を求めたところ、Xらの請求が棄却された事例(平成30年4月18日東京高裁)

【16】高松市を起業者とする私道新設工事等につき県収用委員会から、金銭にて収用による損失補償をするとの判決を受けた対象土地の所有者Xが、土地収用法82条の替地による補償を求め、法133条2項の損失補償に関する訴えを提起したところ、同請求が棄却された事例(平成29年9月12日高松地裁)

【17】処分行政庁の調査担当職員が実地の調査を行うに先立ち国税通則法74条の9第1項に基づく税務署長による調査の事前通知を欠くこと等から、法人税の過少申告加算税及び重加算税各賦課決定処分は違法としてその取消しを求めたところ、同請求が棄却された事例(平成29年11月2日東京地裁)

【18】尼崎市の住民Xらは、市議会会派A及びBが政務活動費を違法に自派の広報誌の費用に充てていたとして市長に対し2派に不当利得返還請求を行うよう求めた住民訴訟。本判決は政務活動費中会派活動報告等とは言えない部分の違法性を認め原告請求の一部を認容(平成30年4月11日神戸地裁)

(社会法)

【19】学校法人Xは団体交渉における労働組合側の人数に制限を設け、その人数を越えたことを理由に団体交渉を打ち切ったが、東京都労働委員会により不当労働行為とされXに対し救済命令が発せられたため、同命令の取消をもとめたが、Xの請求が棄却された(平成30年1月29日東京地裁)

(その他)

【20】弁護士法23条の2第2項に基づく照会をした弁護士会が、その相手方に対し当該照会に対する報告をする義務があることの確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法であると判示(平成30年12月21日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一判平成30年12月17日 裁判所HP

平成30年(受)第16号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/189/088189_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Aからの名義貸与の依頼を承諾して自動車の名義上の所有者兼使用者となったYは、Aと住居及び生計を別にしていたとしても自賠法3条にいう運行供用者に当たるとされた事例

(理由)

Aは、自己の名義で本件自動車を所有すると生活保護を受けることができなくなると考え、本件自動車を購入する際に、弟であるYに名義貸与を依頼したというのであり、YのAに対する名義貸与は、事実上困難であったAによる本件自動車の所有及び使用を可能にし、自動車の運転に伴う危険の発生に寄与するものといえる。また、YがAの依頼を拒むことができなかつたなどの事情もうかがわれない。そうすると、YとAとが住居及び生計を別にしていたなどの事情があったとしても、Yは、Aによる本件自動車の運行を事実上支配、管理することができ、社会通念上その運行が社会に害悪をもたらさないよう監視、監督すべき立場にあったというべきである。

(2) 東京高判平成29年11月29日 判例時報2386号33頁

平成29年(ネ)第1061号 不当利得返還等請求控訴事件変更・請求一部認容(確定)

Xは、昭和47年生まれ的女性であり結婚を契機に派遣社員を辞めて家事や育児の合間に自宅でできる簡単な仕事をしたと考え、ネットビジネスを展開する企業に対してホームページの企画、運営等のサポートを提供する株式会社Y1のネットショップ向けサービスに興味を持ち、Y1の営業所を訪ね、Y1の従業員Aに対し、これまで事業経営の経験はなく店舗もないことを話したところ、Aより「月商10万円くらいならすぐに稼げるようになる」などの説明を聞き、Y1のサポートにより商品を仕入れることができると考え、Y1との間で本件HP制作契約を締結し、その契約に基づく支払のためにクレジット業等を営むY2との間でクレジット契約を締結したが、商品を仕入れる見込みはたらず、Xが自分で見つけた商品をHPに掲載したものの注文は1件もなかった。Xは、Y1に対し、消費者契約法4条1項に基づくHP制作契約の申込の意思表示取消による不当利得返還請求、又は勧誘の適合性原則違反及び説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求により既払金相当額の支払を求めるとともに、Y2に対し、割賦法または信義則に基づいて未払分割支払金の請求を拒絶することのできる地位にあることの確認を求めた。

原審は、Y1、Y2に対する請求をいずれも全部棄却したが、本判決は、ネットショップは内職的な仕事を探している者に勤められる仕事ではないこと、Y1が説明に用いたパンフレットの記載からY1は、提供するサービスがXに適さないことを十分認識していたものと推認できること等を理由に、Y1に説明義務違反があるとして既払金相当額の支払を認めたと、Xは、消費者契約法上の消費者にはあたらないこと等を理由にY2に対する請求は棄却した。

(3) 東京高判平成29年12月13日 判例時報2387号13頁

平成28年(ネ)第4593号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(確定))

いわゆる地産師詐欺事件の被害者X(土地の買主)が、土地所有者A社の代表者になりすました(真実の所有者ではないので)本件土地の登記識別情報を有していない女性Bにつき不動産登記法23条4項1号の資格者代理人として本人確認情報の提供をした司法書士Yに対し、必要な確認を怠った過失があるとして、損害賠償請求した事案。

第1審(東京地判平成28年9月2日、判例時報2387号18頁)は、人証調べを実施せず、書証のみで審理し、印鑑登録証明書、運転免許証、健康保険証等が精巧に偽造されたもので、登記官も偽造を見抜けなかつたほどであったことなどから、Yの過失を認めず、Xの請求を棄却した。

控訴審は、人証調べを実施して審理した上で、資格者代理人が本人確認情報を提供する場合において、原則として不動産登記規則72条に規定された方法による本人確認を行えば足りるが、依頼の経緯や業務遂行過程で入手した情報及び専門的知見に照らし、なりすまし等を疑うべき事情がある場合には、本人確認のための更なる調査を行うべき注意義務があると判示した。その上で、本件では、BはA社が休眠会社であると発言したが、A社には本件土地からの駐車場収入があるはずであることなどの矛盾や不自然性があり、本件土地売買代金をA社名義の口座ではなくB個人名義のゆうちょ銀行口座を指定したこと、Bが着金確認もせずに登記申請書類をYに預けたこと、A社は遠隔地(鹿児島)にある小規模企業であり警戒レベルを上げるべきであること、送金先がA社の地元の金融機関の口座ではなくB個人名義のゆうちょ銀行口座であったことなどから、Yは証明書類を発行した官公署への問合せなど更なる確認を行うべき注意義務があったのに、これを怠った過失があり、これによってXに損害を生じさせたのであるから、不法行為が成立すると判示し、2億2443万863円の賠償を命じた。

(4)大阪高判平成30年1月26日 判例タイムズ1454号48頁

平成29年(ネ)第1187号 損害賠償請求控訴事件(変更,確定)

亡Aの相続人XがYに対し、Yの運転する車両が交差点を右折する際に、(1)前方の安全を確認せずに右折進行して、歩行者Aに車両の右ドアミラーを接触させた、そうでないとしても(2)適切な速度、態様で右折進行せず、Aを動転させて転倒させたことにより死亡させたと主張して、Yに対し、民法709条に基づき損害賠償請求を提起するなどした事案について、本判決は、本件事故後に本件車両の右ドアミラーがやや内側に屈曲していたが、同ミラーには擦過痕等がなく、Aの着衣等と同種の繊維片が検出されなかったこと等の理由から、(1)の事実を否定したが、Yは、本件車両を運転して、本件交差点を右折して走行したが、交差点の横断歩道上又はその付近にいたAに近接した地点を走行したため、Aがこれを避けようとして転倒して、民家外壁の石垣に後頭部を打ち付けて負傷し、その結果、外傷性くも膜下出血等により死亡したと認定し、Aの動静に注意し、危害を及ぼさないよう適切な方法で運転すべき注意義務を怠ったとして(2)について過失による不法行為責任を認めた。

(5)東京地判平成30年9月12日 金法2104号78頁

平成27年(ワ)第24934号 共有権確認等請求事件(請求一部認容)

本件は、平成27年2月18日死亡したAの長男であるXが、次男であるYに対し、Aが死亡した13日前にした受託者をYとする信託契約が意思無能力または公序良俗違反により無効である等の主張に基づき、主位的請求としては、上記信託に基づき行われた不動産1 16の所有権移転登記および信託登記の各抹消登記手続を求めるとともに、Aがその4日前にした死因贈与契約も意思無能力により無効であると主張して、Aが不動産1 10の遺贈につき減殺請求権を行使し、遺留分減殺を原因とする所有権一部移転登記手続を、未分割遺産である不動産1 16についてXの共有持分権の確認を、不動産以外の未分割遺産についてXの共有持分権を侵害したとして不法行為に基づく損害賠償または不当利得の返還を求め、予備的請求として、上記信託設定行為につき遺留分減殺請求権を行使し、不動産1 16につきXおよびAの次女であるBに対する信託財産引継を原因とする所有権移転登記手続及び信託財産引継を原因とする信託登記抹消登記手続、ならびに、上記死因贈与についての減殺請求権を行使し、不動産1 16について遺留分減殺を原因とする持分一部移転登記手続を、不動産以外の遺産について価額弁償を求めている事案である。なお、不動産2 5の土地並びに7および8の建物は、Aの居住建物とその敷地(固定資産評価額合計3億5241万5200円)であり、その一部は第三者に駐車場として賃貸している(賃料収入年間100 180万円)。また、不動産1の土地および6の建物、ならびに9の土地および10の建物は、賃貸物件である共同住宅とその敷地(固定資産評価額合計1億2274万9240円、賃料収入年間950 1070万円)、不動産11 15の土地は葬儀社に無償で貸与している敷地とその付近の私道(非課税)であり、不動産16は山林(固定資産評価額2万4874円)である。

本判決は、上記信託および死因贈与においてAが意思能力を欠く常況にあったとは認められないとしたうえで、上記信託のうち、経済的利益の分配が想定されない不動産2 5,7,8,11 16を信託財産とした部分は遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効であるとし、また、遺留分減殺請求の対象は信託財産か受益権かという点について、信託契約による信託財産の移転は形式的な所有権移転にすぎないため、受益権を遺留分減殺請求の対象とすべきとして、対象不動産について、所有権移転登記および信託登記の各抹消登記手続をすること、これらについて、平成28年1月23日遺留分減殺請求を原因とする持分一部移転登記手続をすること等を命じた。

(6)東京地判平成30年11月8日 金法2105号70頁

平成27年(ワ)第3201号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

Xは、商品先物取引を受託する株式会社Y1との間で、金、とうもろこし、白金を対象とする商品先物取引を行った者であり、当時38歳、父が経営する会社にて専務取締役を務め、当該取引開始の平成24年7月24日以前に投資経験はなく、年収は約500万円、預貯金約1800万円であったが、約4か月間で委託証拠金を約1600万円支出したのに、取引が終了した段階で返金されたのは約130万円であった。Xは、Y1の従業員であるY4に対し、Y4による勧誘等が適合性原則違反等により違法であるとして、不法行為に基づき損害賠償を請求し、その使用者であるY1に対し使用者責任を追及した。また、Y1の代表取締役Y2およびY3に対しては会社法429条1項の責任を追及した。なお、Y1は平成20年に業務停止処分および業務改善命令を受けたことがあった。

本判決は、(1)Y4はまずリスクの低い損失限定取引の説明をしたところ、Xの要望により通常取引の説明をするに至ったと認められるので、不招請勧誘禁止違反はない、(2)Xの年齢や職歴にかんがみると、商品先物取引を理解するだけの能力はあり、相当額の流動資産を有していたこと、XもY4からパンフレットを交付されながら十分に説明を受けていたことを踏まえると、商品先物取引を勧誘したことが適合性原則に反するものとはいえない、(3)Y4はXから求められる都度十分な説明をしていたと認められるので説明義務違反はない、(4)Y4はXの指示、了解のもとに本件取引の申し込みを受けていたと認められるから実質の一任売買とはいえないとした。他方、(5)Xは投資経験がないので一定期間は習熟期間として取引の規模を一定範囲に制限すべきであるところ、実際にはXが過当な取引に陥ることがないようY4が助言したことはない、新規委託者保護義務違反がある、(6)Xはわずか3か月の間に月平均47.90回もの取引をするに至っており、差引損失約1500万円のうち手数料の占める割合が約80%に及んでいるので、Y1による手数料稼ぎ

の意図を推認させ、過当取引、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反として違法であると判断した。また、Y1が平成20年に行政処分を受け、平成23年から平成25年にかけて未解決訴訟案件が毎年10件を超えていたこと、内部規程を定めながらも実際にY4が違法な勧誘等を行っていたことを踏まえると、法令遵守および内部管理体制が整備されていなかったとして、Y2およびY3には内部管理体制整備義務違反があるとした(過失相殺4割)。

【商事法】

(7) 東京高判平成30年2月14日 判例時報2386号13頁

平成29年(ネ)第3358号 貸金返還等請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

株式会社Xは、株式会社Y1の代表取締役Y2の勧誘により、合同会社Aを営業者とする匿名組合が裁定取引システムによる外国為替売買により出資金を運用することを事業目的とする投資ファンドに合計6億円余りの投資をしたが、Y1及びY2に対し、主位的に、完成していないシステムに関して虚偽の説明を受けた上、リスクの高い取引が行われたために多額の損失が発生したとして、共同不法行為又は会社法350条に基づき、損害の一部として1億円余りの賠償を請求し、予備的に、Aとの間で締結された本件ファンドに係る利益配当金の分配債務をもって消費貸借の目的とする準消費貸借契約につき、Y1及びY2との間で連帯保証することを内容とする連帯保証契約に基づき同額の支払を求めた。Yらは連帯保証契約に基づく請求を認諾する旨の陳述により訴訟は終了していると主張した。

原審は、予備的請求のみに係る認諾は無効とし、Yらの不法行為を認めてXの主位的請求を全部認容したところ、Yらが控訴した。本判決も、Yらが連帯保証契約に基づく請求に特定して認諾する旨申し出ている以上、請求の併合形態等と無関係に認諾の効力を判断できるものではなく、裁判所は、不法行為に基づく請求を主位的請求とする旨のXの申立に拘束されるからYらの主張は採用できないとして控訴を棄却した。

【知的財産】

(8) 知財高判平成30年12月20日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10103号 審決取消請求事件 商標権行政訴訟(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/220/088220_hanrei.pdf

原告は、「プロマガ」と「BlogMaga」の文字を上下に配置した商標(本件商標)の商標権者であったところ、被告は不使用取消審判請求をし、特許庁は、商標登録を取り消す旨の審決をしたので、原告が、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件商標は、「プロマガ」の片仮名と「BlogMaga」の欧文文字を上下2段に配置した商標であり、上段の「プロマガ」部分からは、「プロマガ」という称呼が生じ、下段の「BlogMaga」部分は、全体として「プロマガ」という称呼が生じるものと認められる。そうすると、本件商標からは、「プロマガプロマガ」という称呼が生じるといえる。また、「プロマガ」及び「BlogMaga」はいずれも造語であり、特段の観念を生じるとは認め難く、本件商標からは特段の観念を生じない。

一方、認定事実によれば、原告は、電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たり、その映像面に「プロマガ」の文字からなる商標(本件使用商標)を表示して役務を提供していたものであるから、原告は要証期間内に本件使用商標を使用していたものと認められるが、本件使用商標は「プロマガ」の文字のみからなるものであるから、本件商標とは使用する文字の一部が共通するものの、外観、観念及び称呼のいずれについても同一とはいえない。以上に照らせば、本件使用商標について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標」ということはできない。

また、原告は、原告のウェブサイトのURL中の「blomaga」の文字の使用について、本件商標と「社会通念上同一の商標」の「使用」に当たると主張するが、仮にURLにおける「blomaga」の使用が商標法50条1項所定の「商標」の「使用」に当たるとしても、「blomaga」は本件商標と外観、観念及び称呼のいずれにおいても同一とはいえないことは本件使用商標と同様であるから、本件商標と「blomaga」の文字からなる「商標」が「社会通念上同一」であるとは認められない。

また、原告は、欧文文字の称呼については、特定の発音に固執せず、ある程度幅のある発音を念頭に、日本における一般的な認識や連想等を含めて、総合的に判断すべきであるとして、「HongKong」、「Ping-Pong」、「Sign」、「Foreign」のように「g」を発音しない例がしばしば存在する一方、「KINGKONG」では「G」を発音するという風に日本で欧文文字を読む際に「g」を発音する場合と発音しない場合があることから、本件商標の下段の「BlogMaga」部分は「プロマガ」の称呼を生じると主張する。しかし、原告が指摘する「g」を発音しない例は「ng」、「gn」という語尾を有するから本件商標の欧文文字部分には妥当しない。

さらに、原告は、社会一般では「BlogMaga」の表記を「プロマガ」と記載していることが多いと主張するが、原告がその立証のために提出した証拠から、社会一般において「BlogMaga」を「プロマガ」と表記していることは認められない。

よって、原告が、要証期間中に、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたとは認められない、として原告の請求は棄却された。

(9)知財高判平成30年12月25日 裁判所HP

平成30年(ネ)第10059号 特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求控訴事件 特許権民事訴訟(原判決の一部取消・差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/223/088223_hanrei.pdf

控訴人が、本件各特許権の特許権者である被控訴人に対し、被控訴人が控訴人に対し、本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認を求める事案において、原判決は確認の利益がないとして訴えを却下した。控訴審は、確認を求める利益があるとして原判決の訴えを却下した部分を取り消し、差し戻した事案。

被控訴人は、別件米国訴訟において、控訴人補助参加人に対し、控訴人補助参加人が本件各製品を製造販売した行為について、本件米国特許権の侵害を理由として損害賠償請求をしているものである。そして、本件各製品の製造のために用いられた本件各機械装置を製造し、これを控訴人補助参加人に販売したのは控訴人である。また、当審第1回口頭弁論期日において、被控訴人が、被控訴人は控訴人に対し、本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を有する旨陳述したことは、当裁判所に顕著である。

そうすると、控訴人と被控訴人との間に本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権の存否について争いがあり、控訴人は、被控訴人から、上記損害賠償請求権を行使されるおそれが現に存在するというべきである。したがって、被控訴人が控訴人に対し、本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認を求める訴えは、即時確定の利益を有する。

被控訴人は、控訴人による本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を行使しない旨明確にしているから、上記損害賠償請求権の不存在を確認する訴えは、即時確定の利益を欠くと主張する。

しかし、被控訴人が、本件訴訟の提起前に、控訴人に対し、控訴人による本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を主張し、又はこれを行なったことはなく、さらに、原審第4回弁論準備手続期日において、被控訴人は控訴人に対し、上記損害賠償請求権を将来にわたって主張及び行使しない旨の一部和解に応じられる旨述べていたとしても、控訴人と被控訴人の間では、上記損害賠償請求権の存否については争いが存在するものである。また、被控訴人は、上記のとおり述べたとしても、これにより上記損害賠償請求権を行使しないことについて法的義務を負うに至ったものではなく、将来にわたって確実に権利行使をしないことを保証するものとはいえない。

以上によれば、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が控訴人に対し本件各特許権侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認を求める利益は、存するというべきである。

(10)東京地判平成30年12月21日 裁判所HP

平成29年(ワ)第18184号 特許権侵害行為差止請求特許権民事訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/215/088215_hanrei.pdf

「骨切術用開大器」の特許権を有する原告が、被告が製造等している骨切術用開大器が、特許発明の技術的範囲に属し、特許権の侵害行為に当たると主張して、被告に対し、製品の製造等の差止めを求めた事案であって、被告製品の構成は本件発明と均等なものとして本件発明の技術的範囲に属するとして差止めを認めた事案。

均等侵害の第5要件(対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もない)に関し、被告は、構成要件Eは本件補正によって追加されたものであるところ、本件拒絶理由通知に対する本件意見書における「本発明は、2組の揺動部材を備える点、および、揺動部材の一方に、他方に係合する係合部を備える点において、引用文献1に記載された発明...と相違しています。」との記載によれば、原告は、被告製品のように係合部を別部材とする構成を特許発明の対象から意識的に除外したと理解することができるから、均等侵害は成立しないと主張する。

しかし、本件意見書の主旨は、特許庁審査官に対し、引用例1が一对の揺動部材を開示していることを指摘し、それに対し、本件発明は、開閉可能な2対の揺動部材を組み合わせ、一方の揺動部材を他方の揺動部材に係合するための係合部を設けることにより、両揺動部材が同時に開くことを可能にするものであることを説明する点にあるというべきである。そして、同意見書には、係合部の構成、すなわち、係合部を揺動部材の一部として構成するか、揺動部材とは別の部材により構成をするかを意識又は示唆する記載は存在しない。

そうすると、被告の指摘する「2組の揺動部材を備える点、および、揺動部材の一方に、他方に係合する係合部を備える」との記載は、上記説明の文脈において本件発明の構成を説明したものにすぎないというべきであり、同記載をもって、同意見書の提出と同時にされた本件補正により構成要件Eが追加された際に、原告が、係合部を揺動部材とは別の部材とする構成を特許請求の範囲から意識的に除外したと認めることはできない。

したがって、被告製品は第5要件を充足する。

以上によれば、均等侵害の第1、第2、第3及び第5要件を充足し、本件では、第4要件の充足性に争いはないから、被

告製品の係合部の構成を、揺動部材の一部とするものから別部材とするものに置換したとしても、被告製品の構成は、本件発明と均等なものとして、本件発明の技術的範囲に属するということができる。

(11)東京地判平成30年12月27日 裁判所HP

平成29年(ワ)第22543号 商標権侵害行為差止等請求事件 商標権民事訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/239/088239_hanrei.pdf

ランプシェードを指定商品とし、ランプシェードの立体的形状からなる立体商標に係る商標権を有する原告が、被告に対し、被告による被告商品の販売が商標権侵害に当たると主張して、被告商品の譲渡等の差止め及び被告商品、その構成部品の廃棄並びに損害賠償等を求めた事案。商標権を有する原告は、照明用器具の製造、販売を行うデนมール王国法人である。被告は、インテリア用品の販売及び輸入業務等を業とする株式会社である。

証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告標章及び被告標章は共に所定の構成要素を有することが認められ、原告標章と被告標章はランプシェードの直径の比について若干の相違があるものの、標章全体を見た際に判別し得る相違点とはいえず、原告標章と被告標章の外観は同一であると認められる。また、原告商標及び被告標章はいずれも何らかの観念ないし称呼が生じるとはいえず、これらが相違するものともいえない。そうすると、原告商標と被告標章は、外観が同一であり、観念及び称呼において区別されないと認められる。

以上によれば、原告商標と被告標章は同一であると認められる。

なお、原告商標の無効理由(商標法4条1項18号該当性)に関し、被告は、原告標章は、周辺の人の顔がはっきりと認識できる明るさを保ちつつ、光源のまぶしさによる不快感をほぼ完全に排除し、手元にも必要十分に明るくすることができるという機能を確保するために不可欠な立体的形状であると主張する。

しかしながら、ランプシェードの形状は、シェードの枚数、形状、向き又はそれらの組合せなどにおいて複数の選択肢があり、原告標章も複数の選択肢があるランプシェードの形状の一つであり、上記機能を達成するためのランプシェードの構造が原告標章のみに限られることを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告商標に商標法4条1項18号の無効理由があるとは認められない。

よって、原告の請求は理由があるとして認容された。

【民事手続】

(12)最二判平成31年1月18日 裁判所HP

平成29年(受)第2177号 執行判決請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/088253_hanrei.pdf

(裁判要旨)

敗訴当事者Yに対する送達がないまま確定した外国判決に係る訴訟手続について、Yがその内容を了知し又は了知する機会が実質的に与えられることにより不服申立ての機会を与えられていたか否かについて検討することなく、民訴法118条3号にいう公の秩序に反するとした原判決が破棄された事例。

(理由)

外国判決に係る訴訟手続が我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決に係る訴訟手続は、民訴法118条3号にいう公の秩序に反するというべきである(最高裁平成5年(オ)第1762号同9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁参照)。

外国判決に係る訴訟手続において、判決書の送達されていないことの一事をもって直ちに民訴法118条3号にいう公の秩序に反するものと解することはできないが、我が国の民訴法は、原則的な送達方法によることのできない事情のある場合を除き、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることを訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障しているものと解される。したがって、外国判決に係る訴訟手続において、当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際には訴訟当事者にこれが了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会が与えられないまま当該外国判決が確定した場合、その訴訟手続は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、民訴法118条3号にいう公の秩序に反するということができる。

(13)東京地判平成30年1月31日 判例時報2387号31頁

平成29年(ワ)第10977号 破産債権査定異議事件(認可(控訴))

仮想通貨ビットコインの交換取引所を運営していたA株式会社の破産手続において、本件取引所の利用者Xが、ビットコイン35000BTC(注:BTCはビットコインの単位)の返還請求権を有すると主張して、これを日本円に換算した金額と遅延損害金の合計17億円強を破産債権として届け出たが、破産管財人Yは債権調査期日でX保有は約0.05BTCに過ぎないとして、届出債権のうち2564円及びこれに対する遅延損害金30円のみを認め、その余の届出金額を認めなかった

。Xが破産裁判所に債権査定の申立をしたが、破産裁判所はYが認めた金額と同額の金額を認めてその余の金額を認めない旨の決定をした。そこで、Xが本件訴えを提起した。

裁判所は、Aが保有していた、本件取引所の利用者のアカウント情報が記録されたデータベースを検索することにより得られる特定のアカウントのビットコイン残高に基づいてYが行った届出破産債権の認否の内容をそのまま認め、それ以上の破産債権を認めるに足りる証拠はないとして、原決定を認可した。また、Xは、Aの代表者によって本件取引所からビットコインの不正な引き出しが行われたためにビットコインが喪失した旨の主張もしていたが、裁判所は、仮にXが主張するような事実があったとしても、その場合には既にビットコインは他に移転し、同時にコイン債権(ビットコインにつき通貨類似の取扱いをすることを求める債権:破産法103条2項1号イの「金銭の支払を目的としない債権」)もその性質上他に移転したことになるから、破産手続開始時においてXはAに対しコイン債権を有しなかったことになる、と判示して、Xの主張を排斥した。

【刑事法】

(14) 千葉地判平成30年5月22日 判例タイムズ1454号239頁

平成29年(わ)第1375号 覚せい剤取締法違反, 関税法違反被告事件(無罪, 確定)

被告人(アメリカ人)が氏名不詳者らと共に謀るうえ、営利目的で、覚せい剤1002.77グラムを隠し入れたスーツケースを持って、航空機でエチオピアから日本に渡航して、覚せい剤を輸入するとともに、税関検査を通過して覚せい剤を日本に輸入しようとしたが、税関職員に発見されたため、その目的を遂げなかったという覚せい剤取締法違反等の事件について、被告人がスーツケース内のコーヒー袋等の中に覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されていることを知らなかった旨を供述しており、同法違反等の故意の有無が争点となった。

本件判決は、密輸組織の関与が認められる運搬態様等に照らし、被告人が密輸組織から必要な指示等を受けたうえ、本件コーヒー袋等の運搬委託を受けたことは認められるものの、来日直前まで関係者と被告人との間で交わされたメールの内容からすると被告人は、投資に関する書類の日本への運搬という話を信じ込んでおり、本件コーヒー袋等について、自分がもらったと誤解したか、運搬委託を受けたと理解しても、その運搬が日本渡航の真の目的であるとは気づかなかったことが十分にあり得るため、中身に対する疑念が生じていたとは認められず、覚せい剤密輸の故意があったと認定するには合理的な疑いが残るとして、被告人を無罪とした。

【公法】

(15) 東京高判平成30年4月18日 判例時報2385号3頁

平成29年(行コ)第314号 懲戒処分取消等請求控訴事件(控訴棄却,(上告,上告受理申立て))

東京都立学校の卒業式等において、教職員Xらが、国歌斉唱の際に起立斉唱することを命ずる校長の職務命令に違反して起立しなかったところ、東京都教育委員会から、地方公務員法32条及び33条に違反するものとして、同法29条1項に基づき戒告、減給、又は停職の各懲戒処分を受け、これに対して、Xらが、教職員の思想及び良心の自由並びに信教の自由を侵害し、憲法19条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約等の条約に違反するものとして、懲戒処分取消及び国賠法に基づく損害賠償請求を求めた事案。

本判決は、教職員の思想及び良心の自由並びに信教の自由を侵害するものとはいえないとした。

(16) 高松地判平成29年9月12日 判例タイムズ1454号137頁

平成29年(行ウ)第4号 損失補償請求事件(請求棄却, 控訴)

高松市を起業者とする私道新設工事等について、県収用委員会から、対象土地の所有者Xが、土地収用による損失の補償につき、金銭によってするとの裁決を受けたため、土地収用法82条の替地による補償を求め、法133条2項の損失の補償に関する訴えを提起した。

本件では、Xが、土地を特定しないで替地による補償を求めており、その場合、法82条3項は、収用委員会が「その要求が相当である」と認めるときに、起業者に対して替地の提供を勧告することができる旨を定めていることから、その当否が問題となった。本判決は、「その要求が相当である」と認められる場合とは、金銭補償によったのでは代替地の取得が困難であり、かつ、代替地を現実に取得しなければ従前の生活、生計を保持し得ないと客観的に認められるなどの特段の事情がある場合をいうとしたうえで、本件では収用される土地が20年以上耕作されていない雑木林で、Xもこれを利用していないことや、Xがそもそも農業によって生計を立てていたわけでもないことなどから、代替地を取得しなければ、従前の生活、生計を保持し得ないといった事情は認められないとし、Xの替地補償の要求が相当であるとは認められないと判断し、金銭補償を取消し替地補償とすることを求めた原告の請求を棄却した。

(17)東京地判平成29年11月2日 判例タイムズ1454号127頁

平成28年(行ウ)第282号 重加算税賦課決定処分取消等請求事件(請求棄却,控訴)

原告が,行政処分庁から,法人税の過少申告加算税及び重加算税各賦課決定処分等を受けたのに対し,処分行政庁の調査担当職員が原告についての実地の調査を行うに先立ち,国税通則法74条の9第1項に基づく税務署長による調査の事前通知を欠くこと等により各処分は違法であるとして,その取消しを求めた事案について,事前通知を税務署長等自らがすべきか,税務署長等の補助機関として職員が行うことができるかが争われたが,本判決は,調査に際して事前通知をすべきとされる趣旨は,調査手続の透明性,納税者の予見可能性の確保にあり,その趣旨は,税署長等の補助機関である調査担当職員が事前通知をすることによっても全うされるものということができると判示して,原告の請求を棄却した。

(18)神戸地判平30年4月11日 判例時報2385号49頁

平成29年(行ウ)第9号 政務調査費返還請求住民訴訟事件(一部認容,一部棄却(控訴))

兵庫県尼崎市の住民であるXらが,同市議会の会派であるA及びB(以下,2会派)が市から交付された政務活動費を会派が発行している広報誌に係る費用に支出したところ,これが違法であるから,市に対してその支出額に相当する金員の不当利得返還の義務を負うにもかかわらず,市の執行機関である尼崎市長(被告)がその行使を怠っている旨を主張して,尼崎市長に対し,2会派に対して前記支出額に相当する金員及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求めた住民訴訟。

本判決は,同広報誌の内容からして議員個人の氏名若しくは役職等の情報又はその写真(以下,議員個人情報等)が専ら会派活動報告等を内容とするものとはいえない部分は違法であり,尼崎市長による同支出金額に相当する不当利得返還請求権の不行使が怠る事実該当するとして,地方自治法242条の2第1項4号に基づき,2会派に返還請求することを求める請求を一部(約411万円のうち約180万円,約197万円のうち約63万円)認容した。

【社会法】

(19)東京地判平成30年1月29日 判例時報2385号84頁

平成28年(行ウ)第392号 不当労働行為救済命令取消請求事件(棄却(控訴))

学校法人Xは,団体交渉の際,労働組合Z(国(Y)の補助参加人)側出席者の人数を7名以下とし,これを超えた場合は当該団体交渉を拒否する旨を述べていたが,Zはこの要求を拒否した。

Xの学園側出席者は,その次の団体交渉の際,組合側出席者の人数が7名を超えたため,団体交渉への参加人数に係る求めに応じない限り団体交渉の議題に入らないとし,右求めに係る労働組合側の質問に回答せず,最終的に団体交渉を退席したところ,これらの各対応について,東京労働委員会は,不当労働行為に当たるとして,Xに対し救済命令を発した。

Xは,Yに対し,前記救済命令を不服として再審査の申し立てをしたが,Yは,当該申し立てを棄却する旨の命令を発し,これについて取り消しを求めたが,本判決は,団体交渉拒否の不当労働行為に当たるとして,請求を棄却した。

【その他】

(20)最二判平成30年12月21日 裁判所HP

平成29年(受)第1793号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/205/088205_hanrei.pdf

(裁判要旨)

弁護士法23条の2第2項に基づく照会をした弁護士会が,その相手方に対し,当該照会に対する報告をする義務があることの確認を求める訴えは,確認の利益を欠くものとして不適法である。

(理由)

弁護士法23条の2第2項に基づく照会(以下「23条照会」という。)の制度は,弁護士会に23条照会の相手方に対して報告を求める私法上の権利を付与したものとはいえず,23条照会に対する報告を拒絶する行為は,23条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはない(最高裁平成27年(受)第1036号同28年10月18日第三小法廷判決・民集70巻7号1725頁)。これに加え,23条照会に対する報告の拒絶について制裁の定めがないこと等にも照らすと,23条照会の相手方に報告義務があることを確認する判決が確定しても,弁護士会は,専ら当該相手方による任意の履行を期待するばかりではないといえる。そして,確認の利益は,確認判決を求める法律上の利益であるところ,上記に照らせば,23条照会の相手方に報告義務があることを確認する判決の効力は,上記報告義務に関する法律上の紛争の解決に資するものとはいえないから,23条照会をした弁護士会に,上記判決を求める法律上の利益はないというべきである。

【紹介済判例】

大阪高判平成29年6月30日 判例時報2386号109頁

平成29年(ウ)第136号 強要未遂, 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反, わいせつ電磁的記録媒体陳列被告事件(破棄自判(確定))

法務速報206号15番にて紹介済み

最三決平成29年10月10日 判例時報2386号9頁

平成28年(許)第46号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

法務速報198号14番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/129/087129_hanrei.pdf

東京高判成29年10月25日 判例時報2385号66頁

平成29年(ネ)第2554号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更, 上告・上告受理申立て)

法務速報203号4番にて紹介済み

東京地判平成29年10月27日 判例タイムズ1454号220頁

平成28年(ワ)第18503号 配当異議請求事件(請求棄却, 控訴(後控訴取下))

法務速報210号17番にて紹介済み

最一判平成29年12月7日 判例時報2385号63頁

平成29年(受)第408号 自動車引渡請求事件(上告棄却)

法務速報200号15番にて紹介済み

最三判平成29年12月12日 判例時報2385号92頁

平成28年(行ヒ)第233号 審決取消請求事件(上告棄却)

法務速報200番33号にて紹介済み

最三決平成29年12月18日 判例タイムズ1454号45頁

平成29年(医へ)第16号 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件(抗告棄却)

法務速報200号21番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/331/087331_hanrei.pdf

最三決平成29年12月19日 判例時報2387号129頁

平成29年(許)第10号 債権仮差押命令を取り消す決定に対する保全抗告審の債権仮差押命令一部認可決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報201号7番にて紹介済み

大阪高決平成29年12月20日 判例時報2385号101頁

平成27年(ク)第411号 再審請求棄却決定に対する即時抗告申立事件(取消, (特別抗告))

法務速報201号23番にて紹介済み

最一決平成29年12月25日 判例タイムズ1454号40頁

平成27年(シ)第587号 再審請求棄却決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)

法務速報201号21番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/354/087354_hanrei.pdf

知財高判平成30年1月15日 判例タイムズ1454号91頁

平成29年(行ケ)第10155号 審決取消請求事件(請求棄却, 確定)

法務速報201号13番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/382/087382_hanrei.pdf

広島高岡山支判平成30年3月22日 判例時報2387号22頁
平成29年(ネ)第170号 保険契約者地位確認請求控訴事件(控訴棄却(確定))
法務速報206号6番にて紹介済み

大阪地判平成30年3月23日 判例時報2386号47頁
平成28年(ワ)第11478号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))
法務速報210号9番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/663/087663_hanrei.pdf

最二決平成30年4月18日 判例時報2385号58頁
平成29年(許)第13号 株式差押命令取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告(抗告棄却)
法務速報205号9番にて紹介済み

最二決平成30年4月18日 金法2104号72頁
平成29年(許)第13号 株式差押命令取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報205号9番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/689/087689_hanrei.pdf

仙台高判平成30年4月26日 判例時報2387号31頁
平成28年(ネ)第381号 国家賠償等請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立て))
法務速報205号17番にて紹介済み

最三判平成30年7月17日 判例タイムズ1454号35頁
平成28年(行ヒ)第406号 固定資産評価審査決定取消請求事件(破棄差戻)
法務速報207号17番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/087876_hanrei.pdf

2. 平成31年(2019年)1月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

前回以降,新しく成立した法律はなし

3.1月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

平野裕之/著 慶応義塾大学出版会 468頁 3,888円

新債権法の論点と解釈

弁護士法人御堂筋法律事務所・編 新日本法規 288頁 4,320円

契約違反と信頼関係の破壊による 建物賃貸借契約の解除 違反類型別 賃貸人の判断のポイント

笹井朋昭/木村太郎/編著 商事法務 208頁 3,024円

一問一答 成年年齢引下げ

福岡真之介/松村英寿 著 商事法務 432頁 4,536円

データの法律と契約

盛山 正仁/著 大成出版社 439頁 4,320円

所有者不明土地問題の解決に向けて 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法と今後の諸課題

4.1月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

森本 滋/編 商事法務 407頁 5,184円

合同会社の法と実務

森・濱田松本法律事務所/弁護士法人淀屋橋・山上合同/編 民事法研究会 373頁 4,536円

裁判事務手続講座12 書式 会社非訟の実務(全訂版)

本村 健/富田雄介/森 駿介/山田康平/著 商事法務 254頁 3,024円

株主総会判例インデックス

岡崎昌吾/著 司法協会 145頁 2,106円

判例をよむ個別労働関係訴訟の実務 賃金,時間外手当,解雇予告手当請求を中心として

石垣雄一郎/著 新日本法規 371頁 5,184円

問題解決のための民事信託活用法 不動産有効活用,相続対策,後継者育成・事業承継対策,空き家対策等の視点から

上杉秋則/山田香織/編著 商事法務 412頁 6,156円

独禁法のフロンティア 我が国が抱える実務上の課題

5. 発刊書籍<解説>

「契約違反と信頼関係の破壊による 建物賃貸借契約の解除 違反類型別 賃貸人の判断のポイント」

賃貸借契約について、裁判例を多数挙げて、具体的事例につき解説されている。賃貸人と賃借人の主張、裁判所の判断が表に整理されて掲載されており、事実経過の一覧表が掲載されているところが本書の特徴である。契約違反の内容等につき、抽象的な事案ではなく、相当程度詳細な事実関係が記載されていることから、実務上参考になる本である。

「裁判事務手続講座12 書式 会社非訟の実務(全訂版)」

会社非訟事件に関し、書式が多数掲載されて手続が解説されている。内容が全面的に改訂されており、最新の実務や運用を踏まえて内容となっている。申立書の記載例なども掲載されており、具体的な手続きの仕方を学べることから、当該分野を扱う際に大変役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。